

過去 3 年間の測定結果

更新日:令和 7 年 9 月

年度	観測局	二酸化窒素 (NO ₂) (ppm)		浮遊粒子状物質 (SPM) (mg/m ³)		微小粒子状物質 (PM2.5) (μg/m ³)	
		日平均値の 98%値	年平均値	日平均値の 2%除外値	年平均値	日平均値の 98%値	年平均値
令和 6 年度	旭町	0.031	0.014	0.031	0.009	21.6	8.2
令和 5 年度	旭町	0.029	0.014	0.024	0.009	20.3	8.5
令和 4 年度	旭町	0.032	0.016	0.023	0.009	21.4	8.3

1. 大気汚染に係る環境基準について

(1) 二酸化窒素 (NO₂)

1時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。(S53. 7. 11 告示)

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

1時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。(S48. 5. 8 告示)

(3) 微小粒子状物質 (PM2.5)

1年平均値が 15.0 μg/m³ 以下であり、かつ 1日平均値が 35.0 μg/m³ 以下であること。(H21. 9. 9 告示)

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
- 二酸化窒素について、1時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

2. 環境基準による大気汚染の評価について

(1) 二酸化窒素 (NO₂)

1年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98%目にあたる値(1日平均値の年間 98%値)を環境基準と比較して評価を行う。

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

1年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2%目の範囲にある測定値を除外した後の最高値(1日平均値の年間 2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が 2 日以上続いた場合には非達成とする。

(3) 微小粒子状物質 (PM2.5)

1日平均値での評価は、1年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98%目にあたる値(1日平均値の年間 98%値)を環境基準と比較して評価を行う。1年平均値での評価は、1年間の測定を通じて得られた 1日平均値のすべてを平均し、環境基準と比較して評価を行う。